

## 平成31年度

国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）の  
本算定結果の概要について

## 1 事業費納付金について

- 平成30年12月末に国から示された確定係数に基づき算定した事業費納付金（以下「納付金<sup>※1</sup>」という。）総額は、約591億8,000万円と前年度の本算定結果（約601億6,900万円）と比較して約9億8,900万円（▲1.64%）減少している。
- 被保険者1人当たりの納付金（一般分）は、126,469円と前年度の本算定結果（124,821円）と比較して1.32%増加している。これは、納付金総額が減少しているものの、被保険者数が年々減少傾向にあることに加え、高齢化の進展等に伴い1人当たりの医療費の伸びが見込まれているためである。
- 市町村ごとの被保険者1人当たりの納付金（一般分）の伸び率は、20団体（57.14%）が増加し、15団体（42.86%）が減少している。

※1）納付金：各市町村が都道府県に納める金額。都道府県の給付費総額から、前期高齢者交付金や療養給付費等負担金、保険者努力支援制度（都道府県分）など都道府県に交付される公費を控除した額を、被保険者数や所得水準、年齢調整後医療費水準等に基づき市町村ごとに按分して算出している。

※2）一般分：一般被保険者分の略で、国民健康保険被保険者のうち、退職被保険者等を除いた被保険者をいい、納付金ベースでは全体の99.9%を占めている。

## 2 激変緩和措置の内容について

- 制度改革の前後で、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加することを回避するための仕組みとして、前年度に引き続き激変緩和措置を実施した。
- その結果、19団体に対し総額約13億円の措置を行っており、前年度の本算定結果（14団体、総額約17億円）と比較して5団体（35.71%）が増加した一方、総額ベースでは約4億円（▲21.93%）の減少となっている。

### 3 標準保険料率（理論値）について

- 別紙「平成31年度 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率（理論値）※3」（資料3-2）に記載のとおり。

#### ※3）標準保険料率（理論値）

統一の算定ルールに基づき県が算定する理論値であり、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」（算定方式：宮城県は3方式）と、県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」（算定方式：2方式）がある。

なお、実際の保険料（税）率は、標準保険料率（理論値）を参考として各市町村が決定するため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではない。

### 4 平成31年度における各市町村の保険料（税）率の改正に関する検討状況

平成31年度における各市町村の国民健康保険料（税）率の改正に関する調査結果			
	団体数	割合	備考
改正する予定	6団体	17.14%	
引き上げの見込み	1団体		関係条例改正済み（平成31年4月1日施行）
引き下げの見込み	2団体		
据え置きの見込み	2団体		
現時点ではわからない	1団体		
改正しない予定	25団体	71.43%	
現時点ではわからない	4団体	11.43%	

（平成31年1月31日 現在）